

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可			
<p style="text-align: center;">                 ( 連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、                  別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は                  連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合 )             </p>					
特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(五)付表「2」)	1	円	特別研究税額控除限度額 (5) + (6)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)「3」又は(別表六の二(四)「3」)	2		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二) 「2」又は別表一の二(三)「2」)	8	
差引対象特別試験研究費の額 (1) - (2)	3		当期税額基準額 $(8) \times \frac{5}{100}$	9	
同上的うち税額控除割合が30%である 試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と別表六の二(五)付表「3」のうち 少ない金額)	4		当期税額控除可能額 (7)と(9)のうち少ない金額)	10	
税額控除割合が30%である試験研究に 係る特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100}$	5		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十五)「7の③」)	11	
同上以外の試験研究に係る 特別研究税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (10) - (11)	12	

## 別表六の二（五）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項  
（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規  
定の適用を受ける場合に記載します。